

第2次鹿児島県男女共同参画基本計画 総括評価報告書

平成31年3月

鹿児島県 県民生活局 男女共同参画室

第2次鹿児島県男女共同参画基本計画

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ①男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- ②広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
- ③男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実
- ④メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

- ①学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
- ②家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- ③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

- ①生涯を通じた男女の健康支援
- ②妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③性感染症・薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- ④女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備
- ⑤健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- ①暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- ③性犯罪への対策の推進
- ④子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- ⑤売買春・人身取引対策の推進
- ⑥セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

- ①ひとり親家庭等への支援
- ②困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援
- ③高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- ④障害者が安心して暮らせる環境の整備
- ⑤外国人が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
- ⑦子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
- ⑧災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画の拡大による防災・災害復興対策の推進

6 政策・方針決定過程への助成の参画の拡大

- ①行政分野における女性の参画の拡大
- ②教育分野における女性の参画の拡大
- ③雇用分野における女性の参画の拡大
- ④農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大
- ⑤その他の分野における女性の参画の拡大
- ⑥女性の人材育成及び人材情報の整備

7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

- ①雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- ③女性の能力発揮のための支援

8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

- ①仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- ②多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

- ①地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ②男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

戦略的取組

① 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

② 産業分野における女性の活躍の促進

③ 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

④ 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実

⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

第2次鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価（概要）

平成25年度から平成29年度までの5年間において、第2次計画では、男女共同参画についての教育・学習の充実をはじめ9つの重点目標に沿って、子どもたちの男女共同参画の理解を深めるための学習機会の提供、女性が働き続けられる職場づくりの促進等、様々な施策を展開してきた。

その結果、基本計画の全市町村策定や県審議会等への女性委員の登用率などの数値目標で達成又は改善が図られている。

また、県民意識調査では、固定的性別役割分担意識について、否定派が肯定派を初めて上回るなど意識変化が確認できたところである。

一方、同調査や中間評価から、家庭や地域社会での男女の地位の不平等感の解消や男性の家事・育児参画への理解などをはじめとした以下の項目が課題として挙げられる。

第3次計画においては、これらの改善に向けた取組を進める必要がある。

- ① 地域社会における男女の平等感が低い現状にあることから、市町村等と連携して男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていくことが必要。
- ② 固定的性別役割分担意識は根強く残っていることから、男女共同参画社会に関する知識や認識を定着させるためのアウトリーチの継続・拡充が必要。
- ③ DVは依然として深刻な状況であり、その根絶に向け、意識啓発や相談・支援体制の充実が必要。
- ④ 男性の育児休業取得率は依然として低い水準にあり、引き続き仕事と生活の調和を図り、男女がともに働きやすい環境づくりが必要。
- ⑤ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進め、女性が能力を発揮して、いきいきと活躍できる環境づくりが必要。
- ⑥ 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進や主体的に生きる力の育成、男性や若年層への理解の浸透を図ることが必要。
- ⑦ 男女の生涯を通じた心身の健康を支援するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及啓発、総合的な取組の推進が必要。
- ⑧ 関係機関が連携し、生活困窮者に対する相談対応、就労支援に取り組むことが必要。

I 施策の評価（重点目標）

1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し，意識改革

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 37）

- ① 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- ② 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
- ③ 男女共同参画に関する調査研究，情報収集・提供の充実
- ④ メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

【評価】

- ① 全市町村で男女共同参画基本計画を策定（㉓ 51.2% ⇒ ㉔ 100%）
- ② 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべき」という，固定的性別役割分担意識を「否定」する割合が「肯定」を初めて上回った
【県民意識調査 ㉓ 否定 44.0% < 肯定 52.9% ⇒ ㉔ 否定 48.3% > 肯定 45.8%】
- ③ 「社会通念，慣習・しきたりなどで，男女平等である」と感じる人の割合が増加したが依然低い状況【県民意識調査 ㉓ 15.9% ⇒ ㉔ 16.7%】
- ④ 県において男女共同参画に関する職場研修の実施割合を平成 26 年度までに 100%とする数値目標を達成（㉓ - ⇒ ㉔ 100%）

【今後の方向性・検討事項】

- ① 男女共同参画社会に関する知識や認識を深め定着させるため，離島など県男女共同参画センターからの遠隔地域を含め，学習機会確保のためのアウトリーチの継続・拡充
- ② 保健・医療・福祉分野はもとより，教育や警察など様々な分野の相談窓口において男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実が図られるよう取り組む
- ③ 引き続き，本県の男女共同参画の進展状況を把握，また，統計情報について可能な限り男女別データを把握（ジェンダー統計）
- ④ 県・市町村の新規採用職員研修などの各種研修機会を捉えて，公的広報の手引き等を活用し，男女共同参画の理解の浸透を図る
- ⑤ 固定的性別役割分担意識に基づく社会的仕組みや慣行の見直しに繋がる幅広い観点からの更なる情報収集

【参考データ】

1 県民意識調査

ア 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方

年度		H23	H28	H28（内閣府）
肯定（「賛成」+「どちらか」と賛成）		52.9%	45.8%	40.6%
	男性	57.0%	51.4%	44.7%
	女性	49.5%	42.5%	37.0%
否定（「反対」+「どちらか」と反対）		44.0%	48.3%	54.3%
	男性	40.5%	43.6%	49.4%
	女性	47.1%	53.1%	58.5%

イ 「男女平等である」と感じる人の割合

年度		H23	H28	H28（内閣府）
社会通念，慣習・しきたりなどで	全体	15.9%	16.7%	21.8%
	男性	22.2%	22.8%	24.2%
	女性	11.3%	12.6%	19.8%

2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 39）

- ① 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
- ② 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
- ③ 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

【評価】

- ① 学校教育の中で男女平等であると感じる人の割合は他の分野と比べて相対的には高い
【県民意識調査：学校教育の中で ⑳ 64.4% ⇒ ㉔ 60.7%】
- ② 外部講師の講演等や就労体験による、児童生徒・学生の進路選択意識の醸成
- ③ 県男女共同参画センターで人材育成し、地域で男女共同参画を推進する地域推進員を設置、平成30年4月1日現在で36市町99名に委嘱
- ④ 男女共同参画をテーマにセミナー実施する公立高校の割合は数値目標達成
(㉓ 48.8% ⇒ ㉕ 100%)

【今後の方向性・検討事項】

- ① 男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割が重要であることから、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進や主体的に生きる力の育成
- ② 男女共同参画地域推進員や市町村男女共同参画担当課、県・市町村教育委員会との協働により、地域が一体となった意識啓発を実施
- ③ 特に、家庭生活や地域社会への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への理解浸透を図る
- ④ 男女の多様な生き方の選択と自立を支援するため、引き続き、県男女共同参画センターにおいて男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会提供

【参考データ】

- 1 県民意識調査
ア 「男女平等である」と感じる人の割合

年 度	H23	H28	H28（内閣府）
学校教育の中で	64.4%	60.7%	66.4%
家庭の中で	38.6%	39.0%	47.4%
職場の中で	27.6%	25.6%	29.7%
地域社会の中で	29.6%	29.1%	47.2%
法律や制度で	43.4%	39.2%	40.8%
社会通念、慣習、しきたりなどで	15.9%	16.7%	21.8%

イ 男女共同参画社会の形成に向けて県が力を入れるべきこと（上位2位）

年 度		H23	H28
子どもの頃から、男女平等や相互の理解・協力に ついての学習を充実させる	男 性	49.4%	43.0%
	女 性	51.6%	45.8%
職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度 の普及促進など、仕事と家庭が両立で きる就労環境づくりを進める	男 性	33.9%	32.8%
	女 性	30.3%	33.2%
		36.6%	33.3%

- 2 学校への男女共同参画お届けセミナー（対象は全て高校）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	10校	10校	10校	15校	15校
受講者数	2,576人	3,320人	5,340人	5,455人	4,961人
実施割合	53.5%	63.9%	77.8%	95.6%	100%

3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 59）

- ① 生涯を通じた男女の健康支援
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③ 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- ④ 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備
- ⑤ 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

【評価】

- ① 「女性にやさしい医療機関」の指定数の整備促進（²⁴ 55 機関 ⇒ ²⁹ 68 機関）
- ② 妊娠11週以内での妊娠の届出率の向上（²³ 86.6% ⇒ ²⁹ 90.6%），周産期死亡及び妊産婦死亡の低減，不妊治療費に対する助成額，助成回数拡充
- ③ 性感染症の報告数は一部減少傾向
- ④ 「薬物乱用防止教室」実施率の上昇（²³ 73.6% ⇒ ²⁹ 88.1%）

【今後の方向性・検討事項】

- ① 「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点が社会全体に認識されるよう普及啓発
- ② 引き続き女性の健康問題についての知識の普及・啓発や「女性にやさしい医療機関」等の指定・登録の拡充，女性が受診・相談しやすい医療環境の整備，性差医療の知識の普及
- ③ 妊娠・出産の安全性の確保，育児不安やストレス，虐待傾向など様々な要因を持つ家庭への経済的支援・相談体制の充実
- ④ 家庭・地域と連携し，学校において発達段階に応じた避妊法や性感染症を含む正しい知識の普及啓発
- ⑤ 全国より高い水準で推移する人工妊娠中絶や，エイズなどの性感染症の抑制に向けた対応
- ⑥ 若年層の覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止に向け青少年を対象とした正しい知識の普及

【参考データ】

- 1 「女性にやさしい医療機関」及び「女性の健康サポート薬局」の指定数
〔数値目標〕

年 度	H26	H29	H34 目標
女性にやさしい医療機関	62 機関	68 機関	100 機関以上
女性にやさしい薬局	28 薬局	128 薬局	50 薬局以上

- 2 10代の人工妊娠中絶実施率〔数値目標〕（15歳以上20歳未満女子総人口千対）
〔数値目標 H26：減少させる〕

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県	6.5	7.4	7.9	7.5	7.5	5.7	5.1
全国	7.1	7.0	6.6	6.1	5.5	5	4.8

（「鹿児島県の母子保健」・「衛生行政報告例」）

- 3 10代の性感染症の報告数（1 定点医療機関あたり）〔数値目標〕

年 度	H25	H29(年末集計)	H26 目標
性器クラミジア	3.44	2.13	減少させる
淋菌感染症	1.50	0.25	減少させる
尖圭コンジローマ	0.19	0.31	減少させる
性器ヘルペス	0.81	0.88	減少させる

（「感染症発生動向調査」）

4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 98）

- ① 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- ③ 性犯罪への対策の推進
- ④ 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- ⑤ 売買春・人身取引対策の推進
- ⑥ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【評価】

- ① 「女性に対する暴力」防止と被害者支援に必要な知識が広まり、女性に対する暴力の未然防止、被害者の早期発見、支援の充実のための取組が促進
- ② 相談体制の充実を図り被害者の安全確保及び自立支援など、相談者が抱える問題や悩みの軽減や解消
- ③ 全市町村で総合調整担当課及び相談窓口担当課が定められたほか、35市町でDV基本計画を策定、25市町でDV庁内連絡会議を設置、6市町で配偶者暴力相談支援センターの設置
- ④ 青少年を性暴力に関する有害な環境から守るため、青少年保護条例等に基づき広報啓発や有害映画・図書等の指定、立入調査等を行い環境の浄化を図った
- ⑤ 広報誌等の発行により、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の対応について周知・啓発を実施

【今後の方向性・検討事項】

- ① 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性は多く、女性に対する暴力への取組は未だ十分とは言えない状況（身体への暴力：26.4%）であり、引き続き女性に対するあらゆる暴力根絶に向け、民間団体等と協働した普及啓発及び民間企業等と連携した効果的な意識啓発活動への取組
- ② 複雑化・多様化する相談等の内容に対応するための相談員の資質向上
- ③ 性犯罪被害者に対する積極的な初期対応や心情に配慮したきめ細やかな対応を行うとともに、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充等の体制の整備
- ④ 若年層への精神的・性的なDVへの予防啓発の強化及び青少年の非行防止や犯罪被害防止のための環境の浄化
- ⑤ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策の未対策企業に対する周知徹底

【参考データ】

1 県民意識調査（平成28年度）

配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験

暴力の種類	経験	男性	女性
身体に対する暴力	1, 2度あった	11.0%	18.5%
	何度もあった	1.2%	7.9%
精神的嫌がらせ・脅迫	1, 2度あった	7.4%	11.3%
	何度もあった	3.0%	9.7%
性的な行為の強要	1, 2度あった	1.8%	13.2%
	何度もあった	0.8%	6.2%

2 配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談の受付状況の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	1,040件	1,704件	1,453件	1,521件	1,462件	1,336件

3 市町村の取組（平成30年4月1日現在）

- ① 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定状況
 ㉓4市町 9.3% ⇒ ㉔※年度35市町 81.4%：目標㉕100%
- ② 配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備
 庁内連絡会議の設置率 ㉓14市町村 32.6% ⇒ ㉔25市町 58.1%

5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 105）

- ① ひとり親家庭等への支援
- ② 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援
- ③ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- ④ 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- ⑤ 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥ その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
- ⑦ 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
- ⑧ 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

【評価】

- ① 仕事と家庭の両立が難しく、経済、子どもへの教育・健康面など不安が多いひとり親家庭に対して、就業相談や、給付金、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための必要な資金の貸付など生活や子育てに対する支援を実施
- ② 高齢者等の自立した健康で安心な暮らしを確保するため、社会参画の機会の拡大や就業や経済的支援を行うなど制度や環境整備を行うとともに、介護の負担が要介護者の家族、とりわけ女性に集中することがないような介護支援の充実に努めた
- ③ 障害者への支援として、ニーズを把握し、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応した体制の整備
- ④ 学校、児童相談所、警察等の関係機関が連携して児童虐待の早期発見、早期対応の体制及び地域におけるネットワーク整備を実施することで児童虐待の防止に努めた

【今後の方向性・検討事項】

- ① 就労経験に乏しい母子家庭等へ就業的自立促進のための職業訓練を実施するとともに、託児サービスを付加した受講者の支援等の整備・拡充
- ② 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、関係機関が連携して相談対応や就労支援に取り組み、自立を促進する
- ③ 高齢者への就業機会の確保及びボランティア活動やスポーツ活動など社会参画の機会の提供等、支援体制の整備・拡充
- ④ 障害者の就労支援として雇用経験がない企業で雇用に際しての不安を解消するため障害者の雇用体験等の実施。また、教育現場では障害のある幼児・児童・生徒が進学する際に一貫した教育を受けられるような環境の整備
- ⑤ 生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように学資金等の貸与・給付を行い、社会全体で子どもを支える取組の推進
- ⑥ 防災対策において、引き続き市町村での男女共同参画の視点に配慮した地域防災計画や避難所運営マニュアルの策定を促進

【参考データ】

1 母子父子寡婦福祉貸付決定件数、金額

年度	H25	H26	H27	H28	H29
貸付件数	162人	174人	203人	190人	199人
金額	86,482千円	90,784千円	101,161千円	102,573千円	99,180千円

6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 30）

- ① 行政分野における女性の参画の拡大
- ② 教育分野における女性の参画の拡大
- ③ 雇用分野における女性の参画の拡大
- ④ 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大
- ⑤ その他の分野における女性の参画の拡大
- ⑥ 女性の人材育成及び人材情報の整備

【評価】

- ① 県の審議会における女性委員の登用率は概ね目標達成
(²⁴ 34.4% ⇒ ²⁹ 39.5% : 目標 ²⁹ 40%)
- ② 平成 30 年 4 月 1 日現在, 県における女性の管理職の登用率の上昇
(総数 : ²⁴ 4.1% ⇒ ²⁹ 6.6%, 一般行政職 : ²⁴ 3.6% ⇒ ²⁹ 7.3%)
- ③ 公立学校における管理職任用標準試験の全受験者に占める女性教職員の割合は上昇, 数値目標を達成 (²⁵ 26.4% ⇒ ²⁹ 31.2% : 目標 ²⁹ 30%)
- ④ 「女性の活躍推進」がごしま県民フォーラム開催 (H27) をきっかけに, 女性活躍に向けた多様な主体による連携体制 (県女性活躍推進会議 (H28.6.24)) や県内で働く女性によるワーキンググループ設置
- ⑤ 全ての県内 13 総合農協で各農協の登用目標に沿った女性役員登用

【今後の方向性・検討事項】

- ① 県の審議会等への女性委員登用については引き続き女性委員登用促進要領に基づき取組促進
- ② 県や市町村職員, 教職員の女性管理職の割合は全国比較して低い, 農林水産業・商工業等の団体役員への女性登用は低調, 女性参画拡大への実効性ある取組実施や団体等における女性登用を促進
- ③ 女性のあらゆる分野への進出のための環境整備や意識啓発の実施, 女性活躍推進法に基づき推進計画を踏まえ, 働く女性が能力を發揮していぎいきと活躍できる環境づくり
- ④ 引き続き, 女性農業経営士や青年林業士, 女性漁業士等を育成し, 女性の意欲と意識の改革を図り, 農山漁村における男女共同参画を促進

【参考データ】

- 1 県の審議会等における委員総数に占める女性割合 (各年度 3 月 31 日現在)

H25	H26	H27	H28	H29	H29 目標
35.2%	35.1%	35.6%	38.4%	39.5%	40%

- 2 県における女性の管理職の登用率 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	全国(H29)
総数	4.5%	4.8%	5.6%	6.1%	6.6%	9.0%
一般行政職	3.8%	5.1%	5.8%	6.3%	7.3%	8.5%

- 3 市町村職員における女性の管理職の登用率 (各年度 4 月 1 日現在)

H25	H26	H27	H28	H29	全国(H29)
4.8%	5.8%	6.3%	6.7%	7.8%	14.7%

- 4 ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合

年度	H25	H28	H29 目標
実施事業所	33.6%	24.7%	40%

- 5 女性農業経営士の認定者数

年度	H26	H29	H29 目標
認定者数	381 人	424 人	400 人

7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 28）

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
- ③ 女性の能力発揮のための支援

【評価】

- ① 女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という回答が最も多く、初めて「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答を上回った。【県民意識調査 ㉓ 29.9% ⇒ ㉔ 41.4%】
- ② 職場における処遇の違いについて「特に性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合が増加【県民意識調査 ㉓ 44.1% ⇒ ㉔ 45.2%】
- ③ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するため、制度等の普及・啓発、女性のエンパワメント促進のための講座等開催
- ④ 家族経営協定締結数及び女性農業経営士の認定者数は順調に増加
 - ・家族経営協定の締結数 (㉒ 1,596 戸 ⇒ ㉔ 2,026 戸：目標 ㉔ 2,200 戸)
 - ・女性農業経営士の認定者数 (㉒ 332 人 ⇒ ㉔ 424 人：目標 ㉔ 400 人)
- ⑤ 商工会の巡回指導等による事業所の意識向上、講習会等の実施による商工会等の女性部員の資質向上
- ⑥ 男女間所定給与格差は、長期的にみて、縮小傾向
(㉓ 67.7 ⇒ ㉔ 73.8：男性の所定内給与額を 100 とした場合)

【今後の方向性・検討事項】

- ① 価値観やライフスタイル等に応じた多様で柔軟な働き方の選択、職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保等について事業所等に対し関係法令等の普及・啓発実施
- ② 事業と家庭の境界が曖昧な小規模事業所に対する男女共同参画の理解促進
- ③ 女性活躍の推進計画に基づき、働く女性が能力を発揮して活躍できる環境づくり
- ④ 再就職等に関心を持つ女性に対する情報提供、相談対応、必要な知識等の習得機会の提供

【参考データ】

1 県民意識調査

ア 女性が職業をもつことについての意識

年 度	H23	H28	H28 (内閣府)
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がいい」と考える人の割合	29.9%	41.4%	54.2%
	男 性	42.8%	52.9%
	女 性	29.0%	55.3%

2 働きたい女性への再就職支援研修受講者数、就職者数

年 度	H26	H27	H28	H29
受講者	38 人	36 人	36 人	37 人
就職者	24 人	7 人	10 人	6 人

3 家族経営協定締結数

年 度	H23(計画策定時)	H29	H29 目標
締結数	1,735 戸	2,026 戸	2,200 戸

8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 25）

- ① 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
- ② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

【評価】

- ① 「かごしま子育て応援企業」登録企業数及び育児休業制度導入事業所の増加
（子育て応援企業登録事業所数：⑮ 228社 ⇒ ㉑ 426社）
（育児休業制度導入事業所：⑳ 79.7% ⇒ ㉒ 90.2%）
- ② 介護休業制度導入事業所の増加（㉓ 73.7% ⇒ ㉔ 85.2%）
- ③ 男性の育児休業取得率のわずかな上昇（㉕ 1.4% ⇒ ㉖ 2.7%）
- ④ 多様な保育需要に対応する各種の保育実施箇所は年々増加，児童の健全育成に対応する放課後児童クラブの設置箇所数（㉗ 316箇所 ⇒ ㉙ 510箇所）も増加

【今後の方向性・検討事項】

- ① 男性の育児休業取得率が依然低い水準（㉗ 2.0%），県民意識調査では，現実・希望とともに，仕事と家庭生活をともに優先している（したい）人の割合が最も高く，引き続き企業等の取組促進が必要
- ② 県民意識調査では，女性が離職せずに働き続けるために必要なこととして，「保育所や放課後児童クラブ※（※項目は「児童クラブ」で表記）など，子どもを預けられる環境の整備」と回答した人の割合が最も高い。また，政治・経済・地域などの各分野で女性の参画が少ない原因として，「保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」と回答した人の割合が最も高かった。引き続き，保育所の待機児童解消や多様化する保育ニーズに対する延長保育，病児・病後児保育などの更なる充実，子育てしやすい環境整備の取組が必要
- ③ 女性活躍の推進計画を踏まえ，男女がともに働きやすい環境整備のため，引き続き，多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及，仕事と生活の両立支援，多様なライフスタイルに対応した子育て支援及び介護支援，男性の意識改革と家事・育児への参画促進

【参考データ】

- 1 県民意識調査（平成28年度）
ア 「仕事」，「家庭生活」，「地域・個人生活」の関わり方

	現実（現状）	希望
仕事を優先	16.1%	4.7%
家庭生活を優先	22.0%	21.7%
仕事，家庭生活ともに優先	25.5%	26.1%
家庭生活，地域・個人の生活ともに優先	8.8%	11.9%
仕事，家庭生活，地域・個人の生活をともに優先	9.0%	16.4%

イ 女性が離職せずに働き続けるために必要なこと（上位2）

年度		H28
保育所や学童クラブなど，子どもを預けられる環境の整備	全体	72.5%
	男性	72.5%
	女性	74.4%
男性の家事・育児参画への理解・意識改革	全体	46.1%
	男性	45.0%
	女性	48.0%

- 2 かごしま子育て応援企業登録企業数

H25	H26	H27	H28	H29	H26目標
228社	263社	315社	377社	426社	329社

- 3 認可保育所における待機児童数

H25	H26	H27	H28	H29	H26目標
213人	232人	182人	295人	354人	0人

9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の促進

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】（事業・取組数 42）

- ① 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ② 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

【評価】

- ① 県男女共同参画センター実施事業について、男女共同参画の推進に取り組む民間団体等と協働で実施
- ② 地域で男女共同参画を推進する仕組みである県男女共同参画地域推進員の増加
 (㊸ 27市町村 66人 → ㊹ 36市町 99人)
- ③ 公共的団体や自治会組織等における方針決定過程への女性の参画は依然として進んでいない。
- ④ 地域における活動への参加状況は、平成23年度県民意識調査では「特に何もしていない」(37.8%)が最も多かった(が、平成28年度の県民意識調査では、「自治会、町内会など地区を単位とした団体活動」(41.3%)と回答した割合が最も多かった。

【今後の方向性・検討事項】

- ① 県民意識調査によると、地域社会の中で、男女平等と感じている人の割合は約3割に過ぎず依然として不平等と感じている人が多いため、引き続き、地域の自治会やNPO等の協働の担い手の活動を支援し、課題の解決に向けて取り組む
- ② NPO等の地域の多様な主体との連携による、男女共同参画の視点を立てた地域課題解決形の実践活動を推進
- ③ 県男女共同参画地域推進員の各市町村2名以上の設置を目指すとともに、資質向上のための研修会等を実施

【参考データ】

1 県民意識調査

ア 男女の地位の平等感 ※男女平等と感じる人の割合

年度	H23	H28	H28(内閣府)
地域社会の中で	29.6%	29.1%	47.2%
男性	37.9%	37.8%	50.0%
女性	23.5%	23.6%	44.8%

2 男女共同参画地域推進員委嘱者数・市町村数(各年度4月1日現在)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
市町村数	27市町	27市町	28市町	35市町	36市町
(市町村の割合)	(62.8%)	(62.8%)	(65.1%)	(81.3%)	(83.7%)
委嘱者数	66人	73人	79人	92人	99人

3 県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画推進に取り組む団体数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H29目標
登録団体数	36団体	40団体	39団体	41団体	46団体	50団体

4 自治会組織における女性の参画状況(平成29年4月1日現在)

自治会長数	うち女性	女性割合
6,911人	455人	6.6%

II 施策の評価（戦略的取組）

- ① 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- ② 産業分野における女性の活躍の促進
- ③ 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- ④ 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- ⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- ⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

目的・評価及び今後の方向性等

【目的】

重点的、部局横断的に取り組むべき課題を明確化し、可能な限り経営資源を集中させるため6つの戦略的取組を設定

【評価】

ア ①「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」においては、「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を実施し、地域全体の人権意識や男女平等意識が醸成

イ 上記事業で大人の意識が変わり、⑥「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」の事業が実施されるなど戦略的取組が有機的に連携

ウ ②「産業分野における女性の活躍の促進」においては、男女共同参画所管課、農林水産業、商工業、労働等所管課が連携し、「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムの開催など課題解決に向けた取組実施

エ 上記の他、③「男性の固定的役割意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備」、④「女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実」の各種事業が基盤となり「女性活躍推進法」に基づく女性活躍の取組促進

オ ⑤「配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実」においては、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村、関係機関・団体等とのネットワーク強化や相談員等の資質向上促進

カ ⑥「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」においては、「そよ風事業～誰もが安心して暮らせる地域づくり事業」を、県男女共同参画センターが実施主体となり、NPO 共生・協働・かごしま推進事業（共生・協働推進課所管）を活用し、自治会や市、自治会内に施設を持つ社会福祉法人等と協働で実施し、多様な主体の財務的・人的資源、ノウハウを集中化して実施

【今後の方向性・検討事項】

ア ①の子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための取組については、県が力を入れるべき施策として、平成28年度県民意識調査でも前回同様、最多の意見であり、「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」として取組充実

イ ②、③、④については、「女性活躍推進法」に基づく、女性活躍の推進計画において、企業トップや管理職等の意識改革や起業等を含めた女性の能力発揮の支援、仕事と家庭生活の両立環境整備、男性の意識改革等の取組を実施

ウ ⑤については、平成28年度県民意識調査においても配偶者等からの暴力は依然として深刻であり、引き続き、被害者の相談対応、保護から自立まで切れ目のない支援を実施

エ ⑥については、他地域への成果波及やNPO等の活動支援により、誰もが出番と居場所のある地域づくり活動が促進されるよう支援

Ⅲ システムの評価（県の推進体制）

取組・評価及び今後の方向性等

【取組】

- ① 男女共同参画審議会，男女共同参画推進本部機能発揮
- ② 鹿児島県男女共同参画センターの機能充実
- ③ 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④ 数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤ 施策の進行管理の徹底
- ⑥ 計画の評価及び施策への確実な反映

【評価】

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行うことにより，事業・取組の担当課・室の男女共同参画についての理解が促進
- ② 関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対する研修等の実施により，庁内での男女共同参画に関する理解の浸透
- ③ 県男女共同参画センターでの啓発活動による県民への男女共同参画の理解の拡大，各種施策における男女共同参画の視点の必要性についての理解の深化を図ったほか，県内各地域で男女共同参画を推進する人材の育成，男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する相談の実施

【今後の方向性・検討事項】

- ① 引き続き，男女共同参画の視点を踏まえて関連施策の進行管理を実施するとともに，市町村や民間団体と連携した取組の推進
- ② 県男女共同参画センターは男女共同参画を推進する活動拠点として，引き続き県民への啓発など多様な機能の一層の充実に取り組むとともに，遠隔の市町村と連携しながらアウトリーチを継続・充実
- ③ 男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応については，今後とも制度の周知を図るとともに，関係部局との連携を図りながら適切な処理に努める
- ④ 計画に記載されている数値目標の進捗状況を把握するとともに，国の第4次基本計画や中間評価結果を踏まえ，新たな数値目標設定を検討

【参考データ】

1 男女共同参画推進本部推進員との連携・活用状況

① 会議等の開催状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29
推進員会議	1回	1回	-	2回	1回
行政担当者等研修会	1回	1回	1回	1回	1回

② 男女共同参画推進本部の幹事会，本部会議での協議状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29
幹事会議	1回	1回	1回	1回	2回
本部会議	1回	-	-	1回	2回

2 県民意識調査（平成28年度）

県男女共同参画センターの認知・利用経験

※「利用したことがある」，「利用したことはないが知っている」と答えた人の割合

項目	H28
意識啓発・人材育成事業 （セミナーや講座，イベント，展示等）	13.9%
相談事業（電話相談・面接相談等）	10.4%
情報提供事業（センターだより，図書等）	12.1%

3 申出処理件数

H25～H29 申出なし

IV システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

取組・評価及び今後の方向性等						
【取組】						
① 男女共同参画地域推進員やNPO、事業所等との連携、協働						
② 市町村との連携、協働						
【評価】						
① 情報や研修機会の提供、広報・啓発等により市町村との連携を図ったほか、街頭キャンペーンや研修会など、事業者やNPO、女性団体との協働により多くの事業を実施						
② 男女共同参画地域推進員については、平成30年4月1日現在で36市町村に99名が委嘱されており、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材の育成						
③ 市町村においては男女共同参画に関する計画策定や条例制定等が着実に進んできており、また、事業所の従業員や女性団体等に対する男女共同参画についての理解の浸透やNPOのネットワーク化の促進						
④ 地域推進員の啓発・普及活動などにより、地域における男女共同参画の推進が図られ、県民の男女共同参画に関する理解の浸透						
【今後の方向性・検討事項】						
① 市町村に対する情報提供や研修機会の提供などの支援を行うとともに、協働事業の実施など、広報・啓発等についての一層の連携強化						
② NPO等との協働を図るため、情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりを促進するほか、それぞれの団体のもつ自主性・主体性を尊重しつつ、地域への理解促進						
③ 地域推進員の各市町村2名以上の設置を目指すとともに、推進員の資質向上のための研修会等の実施及び推進員と市町村との連携・協働を円滑に行うための支援						
④ 地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備し、男女共同参画の視点に立って地域課題を解決するための実践的活動を進める						
【参考データ】						
1 市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況（各年度4月1日現在）						
年度	H24	H29	全国平均(H29)	H26目標		
割合	53.5%	100%	75.2%	100%		
2 市町村における男女共同参画に関する条例の策定状況（各年度4月1日現在）						
年度	H24	H29	全国平均(H29)			
割合	16.3%	27.9%	36.5%			
3 男女共同参画地域推進員委嘱者数・市町村数（各年度4月1日現在）						
年度	H26	H27	H28	H29	H30	
市町村数 (市町村の割合)	27市町 (62.8%)	27市町 (62.8%)	28市町 (65.1%)	35市町 (81.3%)	36市町 (83.7%)	
委嘱者数	66人	73人	79人	92人	99人	
4 市町村における「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」策定状況（各年度）						
H23	H29					
9.3%(4市町)	81.4%(35市町)					
5 市町村における「配偶者等からの暴力に係る支援体制」の整備状況（各年度）						
年度	H23		H29			
庁内連絡会議の設置率	32.6%(14市町村)		58.1%(25市町)			
6 県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画推進に取り組む団体数						
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H29目標
登録団体数	36団体	40団体	39団体	41団体	46団体	50団体

V 数値目標

○ 数値目標を設定した 33 項目（うち他の計画の 19 の数値目標），達成度

項目	策定時 (年度)		29 年度 ※最新が 28 のものあり		目標値	
					数値	年度
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	40.5%	23	72.0%	28	100%	29
「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.7%	23	30.6%	28	50%	29
県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合	—	—	100.0%	29	100%	26
男女共同参画計画の策定市町村の割合	51.2%	23	100.0%	29	100%	26
男女共同参画をテーマにしたセミナーを実施した公立高校の割合	48.0%	23	100%	29	100%	29
「女性にやさしい医療機関」の数	58 機関	23	68 機関	29	100 機関以上	34
「女性にやさしい薬局」の数 ※H29.2 名称変更	28 薬局	23	128 薬局	29	50 薬局以上	34
子宮がん検診受診率（20 歳から 69 歳）	29.5%	22	46.60%	28	50%	35
乳がん検診受診率（40 歳から 69 歳）	37.7%	22	49.60%	28	50%	35
妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	86.6%	23	90.6%	29	100%	26
10 代の人工妊娠中絶実施率 （15～19 歳人口千対）	6.5	23	5.1	29	減少させる	26
10 代の性感染症の報告数（1 定数未満は 0 として） ①性器カンジダ感染症 ②淋菌感染症 ③尖圭コンジローマ ④性器ヘルペス感染症	①2.31 ②2.13 ③0.38 ④0.50	23	①2.13 ②0.25 ③0.31 ④0.88	29※ 年末 集計	減少させる	31
薬物乱用防止教室の実施率 （公立小・中学校、高校）	73.6%	23	88.1%	29	80%	26
「配偶者暴力防止法」（DV 防止法）を知っている人の割合	75.3%	23	84.7%	28	100%	29
「配偶者暴力防止計画」（DV 防止計画）の策定市町村の割合	16.3%	23	81.4%	29	100%	29
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数	1 町	23	6 市町	29	5 市町	29
県の審議会等委員への女性の登用率	33.9%	23	39.5%	29	40%	29
管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合	18.3%	23	31.2%	29	30%	29
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	34.8%	22	24.7%	28	40%超	29
女性農業経営士の認定者数	341 人	23	424 人	29	400 人	29
家族経営協定締結数	1735 戸	23	2026 戸	29	2200 戸	29
男性の育児休業取得率	1.4%	23	2.3%	29	増加させる	26
かごしま子育て応援企業登録数	124 社	23	426 社	29	329 社	26
乳幼児の一時預かりを実施する施設数	109 箇所	23	302 箇所	29	152 箇所	26
地域子育て支援拠点の設置数	72 箇所	23	102 箇所	29	79 箇所	26
休日保育を実施する保育所数	23 箇所	23	18 箇所	29	60 箇所	26
放課後児童クラブの設置数	285 箇所	23	510 箇所	29	323 箇所	26
保育所入所待機児童数	143 人	23	354 人	29	0 人	26
延長保育を実施する保育所数	322 箇所	23	443 箇所	29	356 箇所	26
病児・病後児保育を実施する施設数	18 箇所	23	36 箇所	29	38 箇所	26
ファミリー・サポート・センターの設置数	8 箇所	23	18 箇所	29	15 箇所	26
県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体の数	27 団体	23	46 団体	29	50 団体	29
県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村の割合	53.5%	23	83.7%	29	100%	29